

告 示

埼玉県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太田部	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
太駄	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
森戸	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する	地すべり
滝の上	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
定峰	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり
四万部山	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地すべり

淵の尾	小根	峰	橋爪	二瀬	風戸	栃本
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり